

「日本原燃株式会社再処理事業所における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）」 に対する意見

私たちパルシステム生活協同組合連合会は「心豊かなくらしと共生の社会を創ります」を基本理念として1都11県で活動している生活協同組合のグループです。

2011年3月11日、私たちの事業エリア内で発生した東京電力福島第一原子力発電所（以下、「福島第一原発」という。）事故では、膨大な面積にわたるくらしや生業の場が放射性物質により汚染され、最大で16万人以上がふるさとを離れて避難することを余儀なくされ、被災地の内外でさまざまな社会的分断も生まれるなど、9年経過した現在でも多くの人々の生活に甚大な影響が及んでいます。

そのような中、日本原燃株式会社再処理事業所（以下、「再処理事業所」という。）における再処理の事業の変更許可申請書に関する審査書（案）（以下、「審査書案」という。）は、①原子炉等規制法第44条の2第1項第2号の規定（重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の再処理の事業を的確に遂行するに足る技術的能力があること）、②同項第4号の規定（再処理施設の位置、構造及び設備が使用済燃料、使用済燃料から分離された物又はこれらによって汚染された物による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること）で規定されたことに対し適合しているかどうかを審査した結果として2020年5月14日に公表されました。

再処理事業は、1989年3月30日に事業申請され1993年4月28日より着工されましたが、様々な要因により長期間に渡り完成時期が延期されています。また、建設費用も当初計画では約7,600億円とされていましたが、現在は4倍に膨れ上がり約3兆円とされています。一方で、「核燃料サイクル」のもうひとつの要であった高速増殖原型炉「もんじゅ」は2016年12月に廃止（廃炉）が決定されています。これらの重大な事実経過から、「核燃料サイクル」の今後について日本国民の重大な関心事とすべく、広く論議の場を徹底すべきです。

私たちは持続可能な社会をめざし、日本全国の生産者とともに「たべる」と「つくる」をつなげ、「ささえあう」地域づくりを広め、これまでの様々な既成概念から「きりかえる」ことで次世代に平和な社会を手渡したいと考えています。福島第一原発事故を決して忘れてはいけない教訓とし、二度と日本国民に甚大な影響を及ぼす原子力災害を招くことがないように、前提として「核燃料サイクル」からの速やかな撤退を強く求め、審査書案に以下意見します。

1. 従来の想定を超える規模の自然災害の複合的な発生を評価すべきです。

審査書案における「Ⅲ設計基準対象施設 Ⅲ-3 地震による損傷の防止、Ⅲ-5 津波による損傷の防止、Ⅲ-6 外部からの衝撃による損傷の防止」（26～106ページ）では自然現象等に対する再処理事業所の安全性確保について、審査書案では過去の記録等に基づき災害の規模を想定しています。しかし、地震や津波、火山噴火など発生頻度の低い事象は過去の記録等に基づく最大規模の推定には限界があり、気象災害についても2018年2月の福井県を中心とした豪雪、2018年7月の西日本豪雨、2019年9月台風15号の想定外の強風、同年10月台風19号の広範囲に渡る豪雨をはじめ、従来の想定を超える規模の現象がこの10年を振り返っても毎年のように発生しています。このような想定外の自然災害が同時に発生した場合、安全対策の設備及び資機材の故障や再処理事業所構内の移動支障、外部交通の途絶などにより所期の安全機能を発揮できなくなるおそれがあります。福島第一原発事故では津波という単一要因で複数系統の安全設備が機能を失い冷却機能が1日ほど停止したことで放射性物質の放出を伴う事故に至ったことを重く受け止め、特に再処理事業所においては従来の想定を超える規模の自然災害が複合的に発生する可能性も考慮して安全対策の実効性を評価すべきです。

2. 故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対し、再処理事業所の耐久性を確保すべきです。

審査書案における「Ⅴ大規模な自然災害又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムへの対応」（296ページ）では大規模損壊発生時における影響緩和のための手順書、体制、設備及び資機材についてのみ評価されており、大規模損壊を生じさせないための対策は考慮されていません。同様の懸念に対しての考え方として、2017年に実施された柏崎刈羽原子力発電所6号炉及び7号炉に関するパブリックコメントへの「御意見に対する考え方」で「武力攻撃事態に対しては、武力攻撃事態対処法及び国民保護法に基づき政府が対策本部を設置し、必要な対策を講じることとしています」とのみ回答されています。しかし、特に再処理事業所の損壊による放射性物質の放出は、その要因にかかわらず国民生活に甚大な影響を及ぼすことから、再処理事業所の設置者の責任として、故意の破壊行為を含むあらゆる要因に対して損壊を防ぐことができる耐久性を確保すべきです。